

中国海上民兵に対する武力使用の法的問題について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宿里, 和斉, 田中, 泰則, YADORI, Kazunari, TANAKA, Yasunori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000038

Copyright © JAPAN COAST GUARD ACADEMY
2021

【翻 訳】

中国海上民兵に対する武力使用の法的問題について

論對中國海上民兵武力使用之法律問題

宿 里 和 斉

田 中 泰 則

【翻訳】

中国海上民兵に対する武力使用の法的問題について¹

著者：葉 雲虎²

翻訳：宿里 和斉³ 田中 泰則⁴

概要

本論文では、中国海上民兵の役割と任務を分析し、その任務と役割に焦点を当て、平和時と武力紛争時の国際法規範から、海上民兵の船舶が取りうる法的地位について、それぞれ検討を与える。そしてこの法的地位から武力使用の法的効果について、平和時と武力紛争時それぞれに検討を加え、最後に取りうる対応方法と時機について初歩的な結論を導く。

キーワード：武力紛争、武力使用、海上法執行、海上民兵

一、はじめに

2020年3月16日午前9時頃、海巡署艦隊分署第九（金門）海巡隊所属の2隻の巡視艇と金門県水産試験所所属の試験船が檳榔嶼海域で違法漁具の撤去作業を行っていた時、突然、それまで制限海域を航行していた10数隻の中国大陆側の船舶が我が方の海域に向け航行し、攻撃を行ったため、我が方は直ちに中国漁船に向けて11発の閃光弾とビーンバグ弾を発砲した。

¹ 訳者注：原題は「論對中國海上民兵武力使用之法律問題」。本論文は、執筆者である葉雲虎氏が台湾海軍からの求めに応じ、中国海上民兵への対応について説明するため、2020年9月に執筆したものである。葉雲虎氏は2020年11月に本論文の内容を海軍指揮參謀學院にて口頭発表している。論文は以下の論文集に掲載されている。「109年海洋與國防專題講座論文集」，國防大學海軍指揮參謀學院，2020年9月，87-98頁。台湾における中国海上民兵への対応にかかる法的問題の議論を紹介するため、日本語訳を作成することとした。

² 筆者：中央警察大学水上警察学系専任副教授

Email: una108@mail.cpu.edu.tw

³ 翻訳者：海上保安大学校基礎教育講座准教授（投稿時）

⁴ 翻訳者：海上保安大学校基礎教育講座准教授（投稿時）

中国大陸漁船はその場を離れ、我が方は巡視艇搭載艇の船外機が破損した⁵。金門海巡隊所属の巡視艇が中国大陸船舶に取り囲まれ、攻撃を受けたのは、決して今回が初めてではないが⁶、中国大陸船舶の攻撃時期、船体運動方式、高速艇が全く漁具を積んでいなかったこと等から、政府も民間もこの攻撃事件が海上民兵の手によるものではないかとの疑いを禁じ得ないところである。

本件に対し、国防部と海洋委員会は立法院内政委員会の中で「単純な突発的、偶発的事件であり、これが中国海上民兵の恫喝行為であるという証拠は全くない」と強調している⁷。関係機関は直接的な証拠がないため、本件を一般的な法律違反事件としているが、しかし、これは決して中国海上民兵が存在しないということでもなく、また中国が海上民兵を中国の海域にて権益保護や海戦の道具として用いないということを意味するものではない。例えば、2013年、中国の習近平は、瓊海市譚門の海上民兵を訪問した際に出した指示の中で、「**眼下の南シナ海における権益保護闘争の情勢と軍事闘争準備の需要に積極的に対応し、国家の主権と海洋権益を守るという海上民兵の役割をさらにしっかりと発揮せよ**」と述べている。このような国家主席の指示を受け、2014年、中国共産党海南省常務委員会書記、海南省及び海南軍区は合同で「海南省の海上民兵設置強化に関

⁵ 「又來挑釁！中國 10 餘艘快艇惡意攻擊 金門海巡開 11 槍驅敵」『自由時報』2020 年 3 月 19 日

<<https://news.ltn.com.tw/news/society/breakingnews/3105242>> 2020 年 8 月 20 日アクセス>。

⁶ 例えば 2011 年 1 月 14 日、多数の中国大陸船舶が大小金門島の間の金烈水道を超えて操業を行ったため、海巡隊は最初 1 隻のサンパン（中国沿岸で用いられる小型の木造平底船：訳者注）を拿捕したが、2 隻目には激しく抵抗され、更には 83 名の中国大陸漁民が羅厝漁港に突入してきて海巡署の施設を取り囲み、拿捕されたサンパンと乗組員を返すように要求した。

「兩岸爆衝突大陸 28 艘舢舨闖入金門漁港」『RFI』2011 年 1 月 14 日
<<https://www.rfi.fr/tw/%E4%B8%AD%E5%9C%8B/20110114-%E5%85%A9%E5%B2%B8%E7%88%86%E8%A1%9D%E7%AA%81%E5%A4%A7%E9%99%B828%E8%89%98%E8%88%A2%E8%88%A8%E9%97%96%E5%85%A5%E9%87%91%E9%96%80%E6%BC%81%E6%B8%AF>>, 2020 年 8 月 20 日アクセス>。

⁷ 「316 金門事件 海委會、国防部：應屬偶發事故」『自由時報』2020 年 4 月 16 日<<https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3135629>>, 2020 年 8 月 20 日アクセス>。

する意見」を制定し、省政府は 2800 万元を海上民兵の設置に支出している⁸。この他、海上民兵の実際の運用については、米海軍のシンクタンク CNA のレポートによれば、少なくとも以下の権益保護活動及び戦争に参加している⁹。

- いわゆる国民党海軍艦船との間の中国沿岸防衛及び島嶼奪取を巡る戦役（1950 年代～）¹⁰
- 中越間の西沙諸島永楽群島を巡る戦役（1974 年）¹¹
- 米国海軍測量艦「インペッカブル」への妨害事件（2009 年）¹²
- ベトナム国有石油社所属調査船バイキングⅡへの衝突事

⁸ 王承、陳道凡，《海南省出臺加強海上民兵建設的意見》，國防，2014 年第 3 期，42 頁および Andrew S. Erickson & Conor M. Kennedy, *Tanmen Militia: China's 'Maritime Rights Protection' Vanguard*, THE NATIONAL INTEREST, <<https://nationalinterest.org/feature/tanmen-militia-china%E2%80%99s-maritime-rights-protection-vanguard-12816>> 2020 年 9 月 10 日アクセス>

⁹ Andrew S. Erickson & Conor M. Kennedy, *China's Maritime Militia*3, CNA, <https://www.cna.org/cna_files/pdf/chinas-maritime-militia.pdf> 2020 年 9 月 20 日アクセス>

¹⁰ BERNARD D. COLE, *THE GREAT WALL AT SEA: CHINA'S NAVY IN THE TWENTY-FIRST CENTURY* 79 (2nd ed. 2010)

¹¹ 杜作义、张云卿，「维护海洋权益痛歼入侵之敌」，『政工学刊』，1994 年第 7 期，16-18 頁。

¹² 2009 年 3 月 8 日 5 隻の中国籍船舶が海南島から 75 海里的ところで中国人民海洋軍海軍榆林基地に対する水文調査に従事していたと思われる米国海軍測量艦インペッカブルの監視を行っていた。この 5 隻には中国人民解放軍海軍所属の調査船 1 隻、漁政所属の船舶 1 隻、2 隻のトロール漁船が含まれていた。2 隻のトロール船は海南省から来たことを示す「琼三亞」から始まる通し番号を持ち、漁政 302 の指示の下、直接米国海軍へ絶え間なく妨害を行った。この妨害は、絶え間なくインペッカブルの水中装置上の海面を横切ろうと図ったり、インペッカブルの船尾 8 メートルまで接近したり、インペッカブルの進路に材木を投下したりといったものである。最終的にインペッカブルはこの海域から離れることを承諾した。次を参照のこと。日本防衛研究所(編),「中国安全保障レポート 2013(中国語版)」, 27 頁

<http://www.nids.mod.go.jp/publication/chinareport/pdf/china_report_CN_web_2013_A01.pdf> 2020 年 8 月 20 日アクセス>および Michael Green et al., *Counter-Coercion Series: Harassment of the USNS Impeccable*, CSIS, <<https://amti.csis.org/counter-co-harassment-usns-impeccable/#>> 2020 年 9 月 20 日アクセス>

件（2011 年）¹³

- フィリピンの岩黄島（スカボロー礁）に対する主権主張行為に起因する中国監視船とフィリピン艦船の対峙事件（2012 年）¹⁴

米国の分析と観察のほか、日本も近年釣魚台（日本側呼称：尖閣諸島）周辺海域の中国漁民が中国海上民兵ではないかとの疑いを抱き始めている。特に当時の胡錦濤中国共産党総書記が 2012 年 11 月に開催した中国共産党第 18 回全国人民代表大会においていわゆる「海洋強国」を提起し、習近平が 2013 年に海上法執行と安全機関を統合し、海洋強国の政策を打ち出した後、日本の海上保安庁の統計によれば、2014 年には、突然 208 隻の中国漁船が釣魚台（尖閣諸島）の領海に侵入した。2013 年の 88 隻、2015 年の 70 隻と比べると、2014 年は異常に多いと言える。¹⁵

前述から容易に推測できるように中国海上民兵の問題は東シナ海、南シナ海を広く覆い、中国海上民兵は中国が平時に海上権益保護活動を行うための常套手段となっている。極めつけには、2019 年 1 月、米国海軍作戦部長 John Richardson は中国海軍を訪問した際、沈金龍中国海軍司令員に対して、米国は中国が東シナ海と南シナ海で海上民兵を中国の非合法的な海洋権益主張の強制手段として利用していることをはっきりと知

¹³ 2011 年 6 月 9 日、1 隻の中国漁船が中国漁政船の支援の下、当時探査活動に従事していたベトナム国有石油調査船パイキングⅡに衝突した。次を参照のこと：Tran Truong Thuy, *Politics, International Law and the Dynamics of Recent Developments in the South China Sea, in The Limits of Maritime Jurisdiction* 249,255 (Clive Schofield et al. eds., 2014)

¹⁴ 2012 年 5 月 21 日 12 隻を超える中国籍漁船が 5 隻の中国公船を伴い、フィリピンの 2 隻の公船と対峙した。次を参照のこと：Michael Green et al., *Counter-Coercion Series: Scarborough Shoal Standoff*, CSIS, <<https://amti.csis.org/counter-co-scarborough-standoff/#>> 2020 年 9 月 20 日アクセス>および 翁俊桔、宋鎮照，「中國區域霸權與東亞區域安全之檢視：以 2012 年中非南海爭議為例」，『全球政治評論』，2015 年第 51 期，71 頁。

¹⁵ 実際米国の学者の研究によれば中国が南シナ海で運用している中国海上民兵のモデルは日本のいう尖閣諸島周辺で既に運用されている。James Kraska & Michael Monti, *The Law of Naval Warfare and China's Maritime Militia*, 91 INT'L L. STUD. 450, 454(2015)および 佐藤考一，「中国の海洋攻勢：海警・漁船の活動をめぐる諸問題」，『アジア太平洋討究』，2018 年第 30 号，15 頁。

っており、かつ中国海警と中国民兵を中国海軍の一部分とみなしていると直接告げている¹⁶。

わが国の前述の関係部門の高官の見方によれば、海上民兵は現在台湾海峡及び我が国所属の島嶼周辺海域で運用されていないものの、中国の台湾を武力統一しようとする声は、中国内部の要素、新型コロナウイルス、米中摩擦などの原因により日々高まりつつあり、2020年9月21日中国外交部はブルームバーグの記者の質問に「台湾は中国の分割できない領土の一部であり、いわゆる海峡中間線は存在しない」と遠慮会釈なく答えている¹⁷。この発言が中国政府の政策になんらかの変更があり、明確かつ一方的に兩岸の現状を変更しようとしていることを表しているのか否か、私が知ることは困難である。しかし、仮に中国の関係部門がこのような政策を確実に実施しようとし、全面的な戦争の勃発を避ける状況の下では、中国は、東シナ海や南シナ海における海上民兵利用をモデルとして、将来、台湾海峡中間線以東や周辺海域にて次のような活動を行う可能性が極めて高い。その活動とは、我が国の軍事演習への情報収集や妨害、我が国水域内での意図的な操業による衝突、わが国の法執行船や軍艦への妨害などである。その際、これら海上民兵の船舶が仮に直接わが国の重要な国防装備、情報および施設などに危害を与えた場合、仮に武力の使用（強制力）で排除するならば、この武力の使用（強制力）の実施要件や法的効果、性質はいかなるものになるのだろうか。

まずは、この問題をはっきりさせることが、わが国海軍及び海巡署内における理解や順守、法制度の設計における欠陥の有無に対するさらなる探求や審査、法改正や立法にとって不可欠である。そこで本論では、国際法的な観点から海上民兵に対する武力使用についての法的問題を探求していきたい。

¹⁶ 実際米国の学者の研究によれば中国が南シナ海で運用している中国海上民兵のモデルは日本のいう尖閣諸島周辺で既に運用されている。James Kraska & Michael Monti, *The Law of Naval Warfare and China's Maritime Militia*, 91 INT'L L. STUD. 450, 454(2015)および 佐藤考一, 「中国の海洋攻勢：海警・漁船の活動をめぐる諸問題」, 『アジア太平洋討究』, 2018年第30号, 15頁。

¹⁷ 「中国外交部稱不存在海峽中線我外交部強烈譴責」『上報』2020年9月22日<https://www.upmedia.mg/news_info.php?SerialNo=96500, 2020年9月22日アクセス>。

二、中国海上民兵の定義、任務（役割）

1. 中国海上民兵の定義

(1) 中国海上民兵はほかでもなく中国の軍隊を構成する力の一つである

1984年の「中華人民共和国兵役法」（以下、「兵役法」という）第2条の規定によれば、中国の兵役制度はいわゆる「民兵」を含み¹⁸、さらに同法第4条は民兵を中国の三大武装力の一つとしている¹⁹。そして海上民兵は民兵の一部であり、当然「兵役法」に基づけば本質的にも軍隊である。さらには、習近平は毛沢東の「人民戦争」の戦争哲学を受け継ぎ²⁰、「人民戦争という有効な方法を捨ててはならない」、「民兵は勝利の源である」と特に強調している²¹。そして、この論理に従って、中国のいわゆる将来の海戦の必要性について言うならば、海上民兵の訓練はほかでもなく「海上権益保護行動遂行と共同作戦支援のための総体的戦力」を向上させることをその目標とするものであり、海軍、海警、海上民兵の3つを結合し、その上で中国の海上武装力を作り上げると言える²²。

(2) 中国海上民兵は生産から乖離しない大衆武装組織である

「兵役法」第36条²³及び同法第37条第1項²⁴の規定によれば、

¹⁸ 「中華人民共和国兵役法」（1984年）第2条「中華人民共和国は、義務兵と志願兵を結合し、民兵と予備兵を結合するという兵役制度を実行する。」中国人大網、

<http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/17/content_4446.htm, 2020年8月20日アクセス>

¹⁹ 「中華人民共和国兵役法」（1984年）第4条：中華人民共和国の武装力は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵により構成する。前掲注18

²⁰ 曹前发，「毛泽东的独创：“兵民是胜利之本”」，中国共产党历史网，<<http://zgdswnet.cn/n1/2017/0705/c219001-29385292.html>>，2020年8月20日アクセス>

²¹ 国防大学中国特色社会主义理论体系研究中心，「人民战争就是那无敌的力量」，『中国共产党新闻』，2014年9月4日
<<http://theory.people.com.cn/n/2014/0904/c40531-25601378.html>>，2020年8月20日アクセス>

²² 方寿祥，「以改革创新精神推动新时代海上民兵训练深化发展」，『国防』，2018年第六期，56-57頁。

²³ 「中華人民共和国兵役法」（1984年）第36条「民兵は、生産から離脱しない大衆の武装組織であり、中国人民解放軍の助手および後備力量である。」，前掲注18

民兵は平時には自己の仕事を持ち、かつ非軍事活動をその専業とするものであり、郷、民族郷及び企業・事業組織から成る。中国の海上民兵について言えば、やはりその中核は漁民と漁船から構成される。漁船の場合、漁撈活動がその主要な生産活動であるものの、軍事訓練も必須である。この訓練の実施形態には部署での自主訓練（中国語：崗位自訓）、軍との共同訓練（中国語：軍地共訓）、統合訓練（中国語：对接連訓）及び地区をまたいだ合同訓練（中国語：跨区合訓）があり²⁵、そのうち部署での自主訓練は平時の操業期間に合わせて実施され、訓練科目には、編隊航行、海上搜索救助、消火などが含まれる。このほか、軍との共同訓練は、生産活動の閑散期を利用して行われ、通常、中国の海洋部門が漁業權益保護活動、海上搜索救助演習、漁船の専門技能教育などの項目を組織的に実施する場合に海洋部門に属する艦船と合同訓練を行ったり、民兵の骨幹となる幹部を選抜して基地で訓練を行ったり、あるいは部隊が人員を派遣して訓練を行う。統合訓練は6月中旬から9月中旬に至るまでの休漁期または船舶の補修の時期を利用した部隊²⁶を結合する合同演習である。つまり、これらの漁民は「迷彩服を着ては適格な戦士、迷彩服を脱いで法を守る漁民」でなければならないのである²⁷。

2. 中国海上民兵の任務（役割）

民兵の任務範囲と内容に関しては、「兵役法」36条第2項²⁸と

²⁴ 「中華人民共和国兵役法」（1984年）第37条第1項「郷、民族郷、鎮及び企業・事業組織は、民兵組織を形成する。18歳ないし35歳までの兵役に服する条件に適合する男性公民は、徴兵に応じて現役に服しているものを除き、民兵組織に編入し予備役に服する。民兵幹部の年齢は適宜緩和することができる。」、前掲注18

²⁵ 周国建、「強力推进新形势下海上民兵建设深入发展」、『国防』、2013年第10期、63頁。

²⁶ 訳者注：“部隊”には民兵のほか人民解放軍、武装警察の部隊も含まれると思料される。

²⁷ 中国国防队员网、「海上後備勁旅踏浪行—廣西北海軍分區加強海上民兵建設紀實」、

<http://www.gfdy.gov.cn/big5/arm_m/2014-01/06/content_5721500.htm>
2020年8月20日アクセス>

²⁸ 「中華人民共和国兵役法」（1984年）第36条第2項「民兵の任務は次に掲げるものとする。

- （1）社会主義現代化構築に参加し、率先して生産と各任務を遂行すること。
- （2）戦備勤務を担い、辺境を防衛し、社会治安を維持すること。侵略に抵

「中華人民共和国民兵工作条例」第3条²⁹にそれぞれ規定されている。これと前述の規定と中国の実際の運用モデルから、海上民兵の任務を観察し、本稿のテーマに合わせ、平時時と戦時について、その任務内容を分析していきたい。

(1) 戦時³⁰

海上民兵が海戦または軍事衝突に参加するとき、その任務はおよそ4種類に分別される。すなわち、①海上ゲリラ戦の展開、②部隊の海上作戦への協力、③部隊の海上作戦への支援、④海上三戦の組織であり、具体的には下記の行動が含まれる。

- ① 海上ゲリラ戦において海上民兵が取りうる行動には、海上偵察と早期警戒、偽装欺瞞の実施、海上への障害物設置が含まれる。
- ② 海上作戦への協力において海上民兵が取りうる行動には、検査・検証への協力、部隊行動の掩護、部隊の対潜しょう戒への協力、部隊の機雷敷設への支援が含まれる。
- ③ 海上作戦への支援においては、海上民兵は中国の海上戦力の回復と補充に資するため、海上民兵船舶を医療船、輸送船、補給船、補修船等を使用し、前線の要求に応じ、支援部隊を組織することができる。
- ④ いわゆる海上三戦行動の三戦とは、ほかでもなく法律戦、世論戦、心理戦を指す。この三戦は外部勢力に対してだけではなく、同時に中国の参戦する人員に対しても行われる。例えば心理戦では、敵の士気を瓦解させるため、敵に向かってスローガンを叫んだり、参戦する人員に対しては士気を鼓舞し心理的防御を施すことなどが行われる。

抗し、祖国を保衛すること。

(3) 常に軍に参加し戦闘に参加することを準備し、侵略に抵抗し、祖国を防衛すること。」、前掲注18

²⁹ 「中華人民共和国民兵工作条例」第3条の民兵の任務は「(1) 民兵組織を確立強化し、民兵の軍政の資質を高め、民兵の武器装備を配備管理し、戦時に必要な後方兵員を備蓄する(2) 民兵を発動し社会主義現代建設に参加し、民兵を組織し戦備勤務を担う。(3) 民兵を組織し軍に参加し戦争に参加し、前線を支援し、侵略に抵抗し、祖国を防衛する。」中华人民共和国国防部、「中華人民共和国民兵工作条例」、http://www.mod.gov.cn/big5/regulatory/2016-02/12/content_4618055.htm, 2020年8月20日アクセス

³⁰ この部分は主に次を参考とした。刘自力、陈青松、「海上民兵参加海战的任务与行动」,『国防』,2018年第11期,50-51頁。

(2) 平和時³¹

平和時の海上民兵の任務には、以下のものが含まれる。

① 海洋構築とその発展のための力

「兵役法」第36条第2項には、民兵は「社会主義現代化の構築に参加し、率先して生産と各任務を遂行」しなければならないと規定されており、中国はさらに海上民兵を海洋構築・発展の重要な一部としている。例えば、国家計画に合わせて資源開発や海洋環境保護を行うこと、海洋水産の養殖に従事すること、遠洋漁業活動に従事することである。これらの活動は、人民が通常従事している活動に比較的近い。

② 海上の応急力³²

中国の民兵は本来中国が突発事件に対応するための応急的な力である。これらの突発事件には自然災害、公衆衛生の事件が含まれる³³。そして海上民兵の力は常に海上救援任務への参加によって示される。具体的な任務には、直接救援に参加するほか、捜索への協力、周囲の警戒などがある。

③ 海上権益保護の手段

海上民兵が海上権益保護活動に用いられることについて、とりわけ南シナ海では、非常に重要な役割を演じていると認識されていることは明らかである³⁴。なぜなら中国は、ほかでもなく「海上民兵は民であって兵」と考えており、軍隊の介入が引き起こす政治と外交の不利な影響を避けることができているからである。その具体的な方法は以下のとおりである。

- (i) 国家外交の主張に足並みを揃え、海上デモ、主権誇示、島嶼保護の活動に参加し、ひいては論争中の海域に侵入し、もって海域・島嶼の主権にかかる中国の主張を強化する。

³¹ この部分は主に次を参考にした。何志祥,「谈海上民兵建设“四纳入”」,『国防』,2013年第四期,36-37頁。

³² 王光,「试谈组织民兵海上应急力量参加海上救援行动」,『国防』,2016年第八期,39-40頁。

³³ Andrew S. Erickson & Conor M. Kennedy, China's Maritime Militia 5, CNA, <https://www.cna.org/cna_files/pdf/chinas-maritime-militia.pdf 2020年9月20日アクセス>

³⁴ 杨建波,「紧贴南海权益斗争实际做好海上民兵政治工作」,『政工学刊』,2015年第三期,45頁。

- (ii) 軍隊の活動に足並みを揃え、情報収集や警戒を行う。
- (iii) 中国海警の法執行活動に足並みを揃え、関連の検査やパトロールを行う。
- (iv) 軍事命令を執行し、海域を巡視し、漁民と海域の安全を保護する。

④ 軍隊の備蓄エネルギー

中国の海上民兵はほかでもなく、現役の武装力に協力するために存在している。戦争の際の備蓄エネルギーとして、平時は海軍と同様に武器の訓練や操作などの軍事訓練と教育を行っている。

⑤ 海上法執行の支援部隊

中国の海上民兵は戦時の軍隊支援のほか、平時は海警に対しても支援を行っている。例えば2015年7月、江西欽州軍分区は、トンキン湾の某海域において、海上民兵に対し、海警の権益保護法執行の支援の仕方に焦点を当てた演習を行った³⁵。このほか、海上民兵は関連する法執行行動を支援するための専門部隊を結成することもある。例えば遼寧省営口市鮫魚圈区の海上民兵密輸取締り部隊は、同地区の人民武装部(地区の民兵の組織建設・政治教育・軍事訓練・武器装備の管理を担う組織：訳者注)部長が税関からの要請を受けた際、税関の薬物密輸取締りを支援した³⁶。

三、中国海上民兵船舶の国際法的地位

中国海上民兵は平時ほかでもなく生産活動に従事しており、例えば漁民は漁業に従事している。他方で特定の時期には政府の指示に従って、論争のある水域での他国漁民の操業を妨害、機雷部署演習、他国の情報収集艦の妨害等の国家の政策を執行している。また戦時には軍需物資の船舶への補給、損害を受けた軍艦上の人員の殺害・捕虜確保等、直接または間接的に作戦に参加している。加えて、漁船には国有企業に所属するものもあり、例えば、福建省三沙漁業有限公司はまさに福建省海洋漁

³⁵ 中华人民共和国国防部，「钦州军分区着力提升实战能力-联训联演建强海上民兵」，
<http://www.mod.gov.cn/power/2015-07/15/content_4601890.htm>，2020年8月20日アクセス

³⁶ 王爱民等，「“海鷹”緊急出动——辽宁省営口市鮫魚圈区海上民兵緝私队記事」，『中国民兵』，2001年第一期，28-30頁。

業局の直轄企業であり、三沙市海洋與漁業發展有限公司は海南省三沙市に所属している。その他たとえ名義は私人の企業であっても政府から大量の補助を受けているものもある。国有企業か民営企業かの線引きが難しいものがあり、例えば三亜福港水産実業有限公司がそうである³⁷。よって、本稿では以上の仮定に基づき、中国海上民兵の平和時と武力紛争時に分け、それぞれで取りうる法的地位について分析を試みる。

1. 平和時の国際法の下における中国海上民兵船舶の取りうる法的地位

(1) 管轄権を免除される公船(Public Vessels)

1926年4月26日の「国有船舶の免責に関する若干の規則の統一に関するブラッセル条約」第3条の規定により船舶は政府のため非商業性の活動に従事するときは、管轄権の免除を享受する。同様の規定は、1958年の「領海及び接続水域条約」及び1958年の「公海条約」にもあり、1958年の「公海条約」第9条には、公船の管轄免除の構成要件を「Ships owned or operated by a State and used only on government non-commercial service（国が所有しまたは運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるもの）」と規定している。1958年の「領海及び接続水域に関する条約」第22条では管轄権を免除される公船について「government ships operated for non-commercial purposes（非商業的目的のために運航する政府船舶）」という表現が用いられており、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」でも公海及び領海の部分において、前述の要件が関係条文の中で繰り返し現れている。すなわち船舶が公船に属するか否かのポイントは、船舶の所有権の帰属でもなければ船舶の経営者が国家であるかということでもなく、「政府の非商業的」活動に従事しているかどうかである。

(2) 管轄権を免除される軍艦

平和時の国際法規範である1958年の「公海条約」および1982年の「海洋法に関する国際連合条約」にはそれぞれ軍艦の定義について一定の規定を有しており、両条約の軍艦の定義を比較すると、1958年の「公海条約」第8条2項の軍艦の定義は、「一国の海軍に属すること」を強調しているが、1982年の「海洋法

³⁷ 「海南省漁業庁琼海漁便函〔2015〕704号」を参照。この文書は農業部が南シナ海の漁船に関する補助を制定したことに言及している。

に関する国際連合条約」第 29 条は、海軍に限定しておらず、軍艦を構成する要件を「一の国の軍隊 (the armed force) に属する船舶」と広げている。何を指して一の国の軍隊というかであるが、条約にはどのような武器が配備されているかということに関する規定がない。したがって、作戦を目的とする海軍艦船はもとより軍艦であるが、法執行を目的とする警察艦船にも一定の武器が配備されているため、国際海洋法規範のもとの軍艦であることを排除できない。つまり、軍艦であるか否かは、1982 年の「海洋法に関する国際連合条約」第 29 条に符合するかどうかを判断の根拠とすべきであり、決して国内法における当該船舶の分類をよりどころとするものではない。

(3) 管轄権免除を受けない漁船、その他の用途の民用船舶

管轄権免除を受けない民用船舶について関心を集めているのは、1982 年の「海洋法に関する国際連合条約」及び関連の適用可能な条約並びに二国間条約及び国際慣習法に基づいて、航行や漁業といった海洋利用の権利を行使できるか否かという点である。他方、国家が論争のある船舶に対し管轄権を行使できるかという視点から言えば、いかなる要件を満たせば、そのような船舶に管轄権を発動できるかどうかという点に関心が集まる。執行管轄権は言うまでもなく、立法管轄権もそうである。

2. 武力紛争時

本節における海戦に適用可能な国際法規範についての分析は、主に 1907 年の海戦にかかる諸条約³⁸、人道法国際研究所が各国の海軍と国際法の専門家を招集し、討議の結果 1994 年 6 月に採択された「海上武力紛争に適用される国際法『サンレモ・マニュアル³⁹』」による。

³⁸ 海上戦争の法典化をはかったハーグ条約には、1907 年の「開戦時における商船の取り扱いに関する条約」(ハーグ第 6 条約)、1907 年の「商船の軍艦への改変に関する条約」(ハーグ第 7 条約)、1907 年の「自動触発海底水雷の敷設に関する条約」(ハーグ第 8 条約)、1907 年の「戦時海軍砲撃条約」(ハーグ第 9 条約)、1907 年の「ジュネーブ条約の原則を海戦に応用する条約」(ハーグ第 10 条約)、1907 年の「捕獲権行使制限条約」(ハーグ第 11 条約)、1907 年の「国際捕獲審検所の設置に関する条約」(ハーグ第 12 条約)、1907 年の「海戦中立条約」(ハーグ第 13 条約)がある。

Wolff Heintschel von Heinegg, *The Protection of Navigation in Case of Armed Conflict*, 18 INT'L J. MARINE & Coastal L. 401, 403 (2003).

³⁹ 「サンレモ・マニュアル」の日本語訳については次を参考にした。人道

(1) 武力攻撃の攻撃目標となりうる軍艦

「サンレモ・マニュアル」パラグラフ 13 (g) の中のいわゆる軍艦の定義は 1982 年の国連海洋法条約第 29 条と同じである。研究者は、1982 年の「海洋法に関する国際連合条約」の軍艦の定義は、ほかでもなく国際慣習法の法典化であったと考えている。「サンレモ・マニュアル」の中でも同様に軍艦を一国の海軍に属するものであるという制限を設けていない。つまり、これによって海巡署の船舶は、武力衝突時に海軍艦艇と同一の法的属性に位置づけられることになる。よって、もし中国の海上民兵の船舶が平和時に軍艦に属するものと分類されることが可能なら、武力紛争時に論争となる船舶に対して別の解釈ができるということは難しい。しかし、注意しなければならないのは、もし中国民兵の漁船が一国の軍隊に隷属しているという明確な外部標識が欠けているなら、この船舶を軍艦に分類できないということである。しかしながら、1907 年の「ハーグ第 7 条約」（商船の軍艦の改変に関する条約）第 6 条には、「交戦者ニシテ商船ヲ軍艦ニ変更シタルモノハ成ルヘク速ニ右変更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス」と規定されており、もし、このように漁船を軍艦に改装したことを交戦国へ通知したなら、やはり武力紛争法の下で軍艦となりうる。

(2) 武力攻撃の攻撃目標となりうる補助船舶

「サンレモ・マニュアル」パラグラフ 13 (h) の中で、いわゆる補助船舶は、「軍艦以外の船舶で、一つの国の軍隊が所有しまたはその排他的監督下に置かれ、かつ、当分の間政府の非商業的業務につかせているもの」と定義されている。この定義の下では、通常海軍が所有する燃料弾薬の補給船、作業船などが補助船舶に属するということは疑いの余地がない。中国人民解放軍海軍を助け補給に従事する海上民兵の船舶は、海軍の補給機能を担うもの、つまりは、中国人民解放軍の軍事活動に益し、補助船舶に属するものと認定されうる⁴⁰。

法国際研究所編 竹本正幸監訳、安保公人、岩本誠吾、真山全 訳、「人道法国際研究所 海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書」、1997 年、東信堂：訳者注

⁴⁰ James Kraska, *China's Maritime Militia Vessels May Be Military Objectives During Armed Conflict*, THE DIPLOMAT, <<https://thediplomat.com/2020/07/chinas-maritime-militia-vessels-may>

(3) 特定の条件に合致し武力攻撃の目標となりうる商船

「サンレモ・マニュアル」パラグラフ 13 (i) の中では、いわゆる商船とは「軍艦、補助船舶、または税関用もしくは警察用船舶のような国の船舶以外の船舶で、商業的または私的業務に従事しているもの」とされている。通常敵対関係にある商船は作戦の攻撃目標としてはならないが、「サンレモ・マニュアル」パラグラフ 40 に規定されている軍事目標の価値がある場合またはパラグラフ 60 に規定されている行為に従事している場合は除かれる⁴¹。特にパラグラフ 60 に規定されている行為のうち、機雷の敷設や偵察などは現在中国海上民兵が従事している行為である。もし中国海上民兵の船舶が武力衝突時において、前述の武力攻撃の目標となる船舶に分類できないなら、一般の商船に属することになる。武力紛争法の下では、交戦国は、この種の商船を捕獲し、裁判所の判決を経たのちに、褒賞となることをいっそう考慮する。注意しなくてはならないのは、この種の船舶が 1907 年のハーグ第 11 条約（海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル条約）の第 3 条に規定された制限に関係するかどうかである。すなわち、中国漁船は「専ラ沿海漁業又ハ地方的小航海ニ用井ラルル船」でなければならず、「其ノ漁猟具、船具及搭載物ト共ニ捕獲ヲ免除」される。しかしながら、論争

[be-military-objectives-during-armed-conflict/](#) 2020 年 9 月 20 日アクセス

⁴¹ 「サンレモ・マニュアル」パラグラフ 60 「次の行動は、敵国の商船を軍事目標にする。

(a) 敵国のために戦争行為に従事する。例えば、機雷敷設、機雷掃海、海底電線およびパイプラインの切断、中立国船舶に対する臨検搜索または他の商船に対する攻撃。

(b) 敵国軍隊の補助者として行動する。例えば、軍隊の輸送または軍艦に対する補給。

(c) 敵国の情報収集システムへ統合され、またはそれを支援する。例えば、偵察、早期警戒、監視、または指揮・管制・通信に関する任務に従事する。

(d) 敵国の軍艦または軍用機の護衛の下で航行する。

(e) 停船命令を拒否し、または臨検、搜索もしくは拿捕に対して積極的に抵抗する。

(f) 軍艦に損害を与えることができる程度に武装されている。これについては、例えば海賊に対抗して要員を防御するための個人用軽火器および「チャフ」のような純粋な回避システムは除く。または

(g) その他の方法で軍事活動に効果的に貢献する。例えば、軍需物資の輸送。」

となる船舶がいかなる方法であれ敵対行動に参加するなら、この捕獲免除の規定の適用は即時に停止される。その他、これらの船舶を平和的な外観をもって軍事上の目的に使用してはならない。

四、中国海上民兵船舶に対する武力使用の法的属性

国際法における海上での武力使用の問題は、大きく二つに分けられる⁴²。一つ目は、海上法執行（または警察目的）に基づく武力使用であり、二つ目は武力紛争に基づく武力使用である。この二つの武力使用の性質は異なり、適用される国際法規範もまた異なる。後者は主に国際人道法(International Humanitarian Law; IHL)と武力紛争法(Law of Armed Conflict; LOAC)が適用され、前者は人権法(Human Rights Law)及び平時に適用可能な全ての条約、慣習国際法または2国間条約が適用される。例えば公海における海賊への武力の使用は、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」第110条(追跡権)、105条(海賊船舶の拿捕)の規定が援用される。この武力使用はほかでもなく一種の警察行為である⁴³。中国海上民兵への武力使用の法的性質の問題は、論理的には前述の2つの性質のうちのいずれかである。しかしながら、その性質を判断するには、以下のいくつかの問題をはっきりさせなければならない。

1. まず常設仲裁裁判所が2007年の「ガイアナ及びスリナムの間の海洋境界画定事案」において判断したところの論述のように、武力使用が結局のところ海上法執行に属するのか武力紛争に属するのかという問題は、武力の行使者やその根拠となる国内法が備える権限によって決まるのではなく、武力使用の形式や基礎、背景によって決まるものでなければならぬ⁴⁴。言い換えるならば、海巡署艦艇、警察船舶の武力の使

⁴² Jinxing Ma & Shiyun Sun, *Restrictions on the use of force at sea: An environmental protection perspective*, 98 (2) INT'L REV. OF THE RED CROSS 515, 520-521 (2016)

⁴³ Tullio Treves, *Piracy, Law of the Sea, and Use of Force: Developments off the Coast of Somalia*, 20 Eur. J. Int'l L. 399, 433 (2009)

⁴⁴ Permanent Court of Arbitration (PCA), *Maritime Boundary Delimitation Case (Guyana v. Suriname)*, Award, PCA Reports 2007, paras 445. 当該事案において、仲裁裁判所は、スリナムの巡視船が、ガイ

用は、平和時の法執行行為のみになりうるということは決してなく、武力紛争時の武力使用にもなりうるものである。

2. 平和時の武力使用はほかでもなく執行管轄権の体现である。このような執行管轄権は管轄権免除を有する船舶、特に軍艦に対して行使してはならない。Bernard Oxman は軍艦に対する執行管轄権の国際法における合意について「執行管轄権を外国軍艦に行使しようと企図することは、事実上外国の主権を脅かす、または武力を使用して外国の主権を攻撃しようと企図することである。これは国際平和と安全の維持に属するテーマであり、海洋法ではない⁴⁵。」と評論している。すなわち、軍艦に対するいかなる法執行措置も武力紛争と解され、ひいては、国連憲章第2条4項の武力攻撃禁止の範疇に含まれてしまう可能性さえあるのである。
3. 海上における武力使用が法執行行為かそれとも武力紛争なのかについては、現在の国際的な実践という視点から事案ごとに検討し、またそれぞれの基準を用いて検証しなければならない。ある論者は、以下の要素を考慮すべきと考えている

⁴⁶。

- 事案のおかれている政治的背景
- 行為の深刻さの度合い（使用された手段、単一事案か連続事案かを含む）
- 行為主体（武力の使用が軍事機関であれば警察機関よりも容易に国連憲章第2条4項の武力使用禁止の問題に抵触する）
- 武力使用を決定した主体のレベル（もし強制行為が高レベルの者の指示によるものならば、海巡署職員または警察職員個人の行ったものに比べて、国連憲章第2条4項の武力行使禁止の範疇に入るのではないかという懸念が生じやす

アナ政府が雇い、大陸棚の試掘をしようとしていた民間船舶に対して行った警告が「単なる法執行活動というよりも軍事活動（military action）」であり、国連憲章第2条4項の武力による威嚇にあたるかと判断している：訳者注

⁴⁵ Bernard H. Oxman, *The Regime of Warships Under the United Nations Convention on the Law of the Sea*, 24 VA. J. INT'L L. 809, 815 (1983–84).

⁴⁶ Tom Ruys, *The Meaning of "Force" and the Boundaries of the Jus ad Bellum: Are "Minimal" Uses of Force Excluded from UN Charter Article 2(4)?*, 108(2) Am. J. Int'l L 159, 207(2014)

い)

五、結論

中国海上民兵が従事しうる任務と担いうる役割は、単純な漁民から中国の海洋権益や海上秩序の保護、そして戦争を支援する補給運輸、戦争への直接参加に至るまで多種多様である。また外観上、他国の軍艦または法執行船舶は中国海上民兵船舶が従事している活動の種類を識別することは困難である。例えば大量の漁船が釣魚台周辺海域に集結している場合、それは海上民兵の権益保護活動なのだろうか。それとも単純な越境操業なのであろうか。これらの漁船の法的地位と従事している活動の性質は、少数の敵対的な海上武力紛争行為であれば識別可能である。例えば関係する政府船舶または軍艦の明確な指示の下、海軍艦艇に対し、強制行為を行うといった場合である。しかし、大部分は、漁船の船員が受けた指令からようやく判明するに過ぎない。

このため、これらの船舶に対応するには、まず当該船舶を違法な活動を行っている一般的な船舶とみなし、当該船舶に対して1982年の「海洋法に関する国際連合条約」及び適用可能な国内法に基づき、海巡署が駆逐、立ち入り検査等の措置を行う。もし「海岸巡防機関武器使用条例」の要件を満たした場合には武器を使用し、もってわが国の法律の規定を実現するのである。

この過程において、もし漁船が機関銃または強力な武器を装備しており、重火器によってしか対応できない場合には、武力紛争の段階に上がる可能性がある。仮にそうなったとしても、まずは海上法執行の案件としてとらえるべきである。もし海巡署艦艇の能力で対応できない場合には、海軍が海巡署の法執行能力を補完することになる。

すなわち、中国海上民兵への対応は、まず法執行の案件としてとらえるべきなのである。無論これにとどまらず、もし高価値で機敏な軍艦が大量の海上民兵の漁船の攻撃を受け、海巡署が直ちに介入できない場合には、攻撃可能な軍事目標とみなし、必要性和均衡性の要件を満たした武力にて国連憲章第51条の自衛権を行使することになる。

